第三十九条の三十九の二第五項第二号中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「（次条第十九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同項第四号中「取戻対象金額がある場合」を「法第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えられた法第六十八条の九第十一項第三号又は第四号に掲げる金額がある場合（同項第三号に掲げる平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額若しくは平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額又は同項第四号に掲げる平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額若しくは平成二十二年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額がある場合に限る。）」に、「第六十八条の九の二第二項第四号」を「第六十八条の九の二第五項第四号」を「次条第十二項第三号」に、「第六十八条の九の二第五項第四号」を「第六十八条の九の二第六項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第十二項第二号中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「（同条第二項第二号又は第五項第二号の規定を第十九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」及び「次条第十九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「平成二十二年度及び平成二十三年度分読替え後」に、「第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた法第六十八条の九第一項又は第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により」に、「平成二十二年度以前分読替え後の法第六十八条の九第三項」を「平成二十三年度以前分読替え後の法第六十八条の九第三項」という。）を「平成二十三年度以前分読替え後の法第六十八条の九第三項」という。）に、「（法第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた法第六十八条の九第一項又は第二項」を「（法第六十八条の九第一項又は第二項」に、「、平成二十二年度以前分読替え後の法第六十八条の九第三項」を「、平成二十三年度以前分読替え後の法第六十八条の九第三項」に、「同号イ(1)中「第六十八条の九第一項」とあるのは「第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた法第六十八条の九第一項及び第二項」とあるのは「平成二十二年度」を「同号イ(1)中「同条第三項」とあるのは「平成二十三年度」に、「「法第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた法第六十八条の九第一項又は第二項」を「法第六十八条の九第一項又は第二項」に、「第六十八条の九第一項及び第二項」とあるのは「第六十八条の九第一項及び第二項」と、「同条第三項」とあるのは「平成二十三年度」を「同条第三項」とあるのは「平成二十二年度」に、「同号ロ(1)中「第六十八条の九第一項」とあるのは「第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた法第六十八条の九第一項及び第二項」と、「同条第三項」とあるのは「平成二十二年度」を「同条第三項」とあるのは「平成二十三年度」に改め、「同号ロ(2)中「第六十八条の九第二項」とあるのは「第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた法第六十八条の九第二項」と、「同条第三項」とあるのは「平成二十二年度以前分読替え後の法第六十八条の九第三項」と、「が最も古いものから順次控除されたもの」とあるのは「のうち控除可能期間の末日が最も早いものから順次控除され、その控除可能期間の末日が同日であるものについては古いものから順次控除されたもの」と」を削り、「第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた法第六十八条の九第六項（以下この号において「読替え後の法第六十八条の九第六項」という」を「第六十八条の九第六項（法第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ」に、「平成二十二年度以前分読替え後の法第六十八条の九第七項」を「平成二十三年度以前分読替え後の法第六十八条の九第七項」に、「読替え後の法第六十八条の九第六項」を「法第六十八条の九第六項の」に改め、「「法第六十八条の九第六項」とあり、及び「同項」とあるのは「読替え後の法第六十八条の九第六項」と」を削り、同項第三号を削り、同項第四号中「第六十八条の九の二第二項第四号又は第五項第四号」を「第六十八条の九の二第二項第三号又は第五項第三号」に、「第六十八条の九の二第二項第四号の」を「第六十八条の九の二第二項第三号の」に、「第六十八条の九の二第五項第四号の」を「第六十八条の九の二第五項第三号の」に改め、同号を同項第三号とし、同条第十九項を削る。

第三十九条の四十第三項及び第四項各号中「すべて」を「全て」に改め、同条第七項第一号中「には、当該」を「又は法第六十八条の十の二第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人若しくはその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、これらの」に改め、同項第二号中「又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合又は法第六十八条の十の二第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人若しくはその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、これらの」に改め、同条第八項各号中「同項に規定する」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第三十九条の四十の二　法第六十八条の十の二第一項第一号イに掲げる減価償却資産に係る同号に規定する政令で定めるものは、第二十七条の五の二第一項に規定する財務大臣が指定するものとし、同号ロに掲げる減価償却資産に係る同号に規定する政令で定めるものは、同条第二項に規定する財務大臣が指定するものとする。

2　法第六十八条の十の二第一項第二号イに掲げる設備に係る同号に規定する政令で定めるものは、第二十七条の五の二第三項に規定する財務大臣が指定するものの全てを同時に設置する場合のこれらの設備とし、同号ロに掲げる設備に係る同号に規定する政令で定めるものは、同条第四項に規定する財務大臣が指定するもの（以下この項において「指定エネルギー使用制御設備」という。）の全てを同時に設置する場合の当該指定エネルギー使用制御設備（指定エネルギー使用制御設備のうち財務省令で定める設備が既に設置されている場合には、当該財務省令で定める設備以外の指定エネルギー使用制御設備の全てを同時に設置する場合の当該指定エネルギー使用制御設備）とする。

3　法第六十八条の十の二第一項第二号に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ当該各号に定める基準とする。

一　法第六十八条の十の二第一項第二号イに掲げる設備が設置される建築物　次に掲げる基準

イ　当該建築物に設置される第二十七条の五の二第三項に規定するエネルギー使用合理化設備の全てが同項に規定する財務大臣が指定する設備で構成されていること。

ロ　当該建築物に設置されるエネルギーの使用の合理化に関する法律第七十二条に規定する熱の損失の防止に資する設備又はエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第十四条第一号若しくは第二号に掲げる建築設備（以下この号において「建築設備等」という。）の全てについて、当該建築設備等ごとに定められた建築物の熱の損失の防止又は建築物のエネルギーの効率的利用が的確に実施されているかどうかについての同法第七十三条第一項に規定する判断の基準として同項の規定により公表された数値の百分の七十五以下となっていること。

二　法第六十八条の十の二第一項第二号ロに掲げる設備が設置される建築物　次に掲げる基準

イ　当該建築物に設置される第二十七条の五の二第四項に規定するエネルギー使用制御設備の全てが同項に規定する財務大臣が指定する設備で構成されていること。

ロ　当該設備を設置した後の建築物のエネルギーの使用量の当該設備を設置する前の建築物のエネルギーの使用量に対する割合が百分の九十五以下であること。

4　法第六十八条の十の二第一項第二号に規定する政令で定めるところにより証明がされた場合とは、財務省令で定める書類を連結確定申告書等に添付することにより証明がされた場合とする。

5　法第六十八条の十の二第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一　当該供用年度（法第六十八条の十の二第一項に規定する供用年度をいう。以下この項及び第七項において同じ。）の連結所得に対する調整前連結税額（同条第二項に規定する調整前連結税額をいう。以下この条において同じ。）の百分の二十に相当する金額（法第六十八条の十第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する同項に規定する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　中小連結親法人（法第六十八条の十の二第二項に規定する中小連結親法人をいう。以下この項及び第七項において同じ。）又はその中小連結子法人（同条第二項に規定する中小連結子法人をいう。以下この項及び第七項において同じ。）でエネルギー環境負荷低減推進設備等（同条第一項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等をいう。以下この条において同じ。）を取得し、又は製作し、若しくは建設したものの当該供用年度の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。以下この号及び次項第一号において同じ。）